

でんさい一括伝送サービス利用規定

改定日：2020年4月1日水曜日

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
第 1 2 条 適用 でんさいネットサービス利用規定の第7条、第9条ないし第12条、第13条、第15条ないし第17条の規定は、「本サービス」「契約者」「本規定」「利用契約」をでんさい一括伝送サービス、その契約者、利用規定、利用契約にそれぞれ読み替えたうえで、本サービスにおいても適用されるものとします。	第 1 2 条 適用 でんさいネットサービス利用規定の第7条、第9条ないし第13条、第15条ないし第17条の規定は、「本サービス」「契約者」「本規定」「利用契約」をでんさい一括伝送サービス、その契約者、利用規定、利用契約にそれぞれ読み替えたうえで、本サービスにおいても適用されるものとします。
規定なし	第 1 4 条 規定の変更 <u>民法 5 4 8 条の 4 の規定により、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、当行は、変更内容および変更日を当行ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、本規定の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定を適用するものとします。</u>